

新旧対照表

○神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例

新	旧
<p>目次            第1章 (略)            第2章 飼養者の遵守事項 (第7条~第8条の2)            第3章~第8章 (略)            附則</p>	<p>目次            第1章 (略)            第2章 飼養者の遵守事項 (第7条・第8条)            第3章~第8章 (略)            附則</p>
<p>第8条 (略)  <u>(多頭飼養の届出)</u></p>	<p>第8条 (略)  <u>(新設)</u></p>
<p><u>第8条の2 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬（生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。）及び猫（生後91日未満の猫を除く。以下この条において同じ。）の合計数が一の施設において10以上となつたときは、その日から30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</u>            (2) <u>施設の所在地</u>            (3) <u>犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無</u>            (4) <u>飼養又は保管の方法</u></p> <p>2 <u>第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設における飼養若しくは保管を廃止したとき又は犬及び猫の合計数が10未満となつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用</u></p>	

新	旧
<p>しない。</p> <p>(1) <u>法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る法第10条第2項第6号に規定する飼養施設（以下「飼養施設」という。）において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合</u></p> <p>(2) <u>法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合</u></p> <p>(動物の譲渡) 第15条 (略) 2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、知事が指定する講習会を受講した上で、知事に譲渡の申請をしなければならない。ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該講習会を受講することを要しない。</p> <p>(勧告、命令等) 第18条 (略) 2～4 (略) 5 知事は、第8条の2第1項から第3項までの規定による届出をしていない者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。</p> <p>6 知事は、第1項から第4項までの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第27条 第18条第6項の規定による措置命令（同条第1項及び第3項の規定に係る措置命令を除く。）に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第29条 第18条第6項の規定による措置命令（同条第1項の規定に係る措置命令に限る。）に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(動物の譲渡) 第15条 (略) 2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、知事が指定する講習会を受講した上で、知事に譲渡の申請をしなければならない。</p> <p>(勧告、命令等) 第18条 (略) 2～4 (略) (新設) 5 知事は、<u>前各項</u>の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第27条 第18条第5項の規定による措置命令（同条第1項及び第3項の規定に係る措置命令を除く。）に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第29条 第18条第5項の規定による措置命令（同条第1項の規定に係る措置命令に限る。）に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p>

新			旧		
別表第2（第22条関係）			別表第2（第22条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録申請手数料	15,060円	1 法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録申請手数料	15,040円
2 法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録更新申請手数料	7,560円	2 法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録更新申請手数料	7,540円
3 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録事項の変更	第一種動物取扱業登録変更手数料	7,560円	3 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録事項の変更	第一種動物取扱業登録変更手数料	7,540円
4 (略)	(略)	(略)	4 (略)	(略)	(略)
5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料	33,390円	5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料	33,360円
6 法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料	16,720円	6 法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料	16,700円
7 (略)	(略)	(略)	7 (略)	(略)	(略)